



## 参議院の調査会

「税制調査会」や「地方制度調査会」のように「調査会」と称する会議体が政府に設置されていることは皆さん御存じかと思えます。この2つはいずれも、内閣総理大臣の諮問機関でその答申に法的拘束力はありません。これに対し、今回御紹介する参議院の「調査会」は、調査の成果を自ら具体化するための権能までも有しています。

調査会は、参議院に解散がなく、議員の任期が6年であることに着目し、国政の基本的事項に関して長期的かつ総合的な調査を行い、それに基づき政策提言等を行う目的で、参議院にふさわしい審議機関として昭和61年7月に創設された参議院独自の機関です。通常選挙の後、本会議における議決により設置されてから、議員の半数の任期満了の日までおおよそ3年間存続します。令和元年10月4日（第200回国会召集日）に設置された現在の「国際経済・外交に関する調査会」、「国民生活・経済に関する調査会」及び「資源エネルギーに関する調査会」の3調査会は、3年を1期とすると12期目の調査会となります。

調査会は、調査を行うに当たり、まず理事会において3年間を通じた具体的な調査項目（調査テーマ）を選定します。調査の方法としては、主に参考人からの意見聴取・質疑、政府からの説明聴取・質疑、委員相互間の自由討議（いわゆるフリーディスカッション）、委員派遣による現地調査が活用されています。このうち現地調査については、国内における委員派遣のほか、通常3年に1度、2年度目に、調査会の委員を中心とした議員団による海外派遣（重要事項調査）も実施されています。加えて、委員会と同様に、内閣、官公署等に対し報告又は記録の提出を求めたり、小委員会を設置したりすることもできます。また、委員会における公聴会の開会は議案の審議目的に限定されますが、調査会は調査のための公聴会を開会できます。一方で、委員会とは異なり、調査会には議案や請願は付託されず、証人に関する規定は準用されません。

調査の経過及び結果については、初年度及び2年度目に中間報告書を、最終年度に最終報告書を取りまとめ、調査会長から議長に提出するものとされています。また、報告書提出後には、通常、調査会長が本会議で口頭報告を行っています。

調査の成果を具体化する方策として、調査会は、調査事項に関し、法律案の提出や法律案の委員会提出の勧告を行うことができます。これまで法律案の委員会提出の勧告が行われた例はありませんが、平成7年6月に国民生活に関する調査会から「高齢社会対策基本法案」が、平成13年4月に共生社会に関する調査会から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」（DV防止法）が、平成16年3月に同調査会からDV防止法の改正案が提出され、成立しています。このほか、調査を受けて本会議における決議がなされたことも、平成元年6月の「国際開発協力に関する決議」を始めとして4例あります。

新たに始まる今期の調査が「参議院にふさわしい審議の実現」という所期の目的を達成するものとなることが期待されています。今後の調査会の活動に、どうぞ御注目ください。

ほし ゆか  
（星 友佳・委員部第四課）